

構造確認表 別表第1（第3条関係）

1 一般公衆浴場の構造設備の基準	
(1)	浴室、脱衣室及びサウナ室（サウナ設備を含む。以下同じ。）は、男女別（知事が利用形態により男女を区別する構造を必要としないと認めた場合を除く。）であり、浴室及び脱衣室の床面の照度は、150ルクス以上となる構造であること。
(2)	浴室は、16平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気のために有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。
(3)	浴室の排水路は、暗きよであること。
(4)	浴槽は、3平方メートル以上の面積を有し、深さが0.5メートル以上、外縁部の高さが床面から0.15メートル以上であること。
(5)	浴槽内の適当な位置に踏み段が設けられていること。
(6)	浴室と脱衣室は、ガラス等不浸透質で相互に見透かすことのできるものを用いた戸によって仕切られる構造であること。
(7)	男女の浴室、脱衣室及びサウナ室を間仕切壁によって区分する場合にあっては、当該間仕切壁は、床面からの高さが2メートル以上であって、男女の各室から相互に見透かすことができないものであること。
(8)	脱衣室は、外部から内部を見通すことのできない構造であり、出入口に男女の別を識別するための標識が掲げられていること。
(9)	脱衣室は、8平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気及び湯気抜きのために有効な設備が設けられていること。
(10)	脱衣室に入浴者の衣類、携帯品等を入れるための戸棚等が設けられていること。
(11)	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原水、原湯又は上がり用湯水として使用する場合は、当該水の水質を知事が別に定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

(12)	原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保つ能力を有する加温装置が設けられていること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒する設備が設けられていること。	
(13)	原水及び原湯の配管は、ろ過器及び循環配管に接続しない構造であり、原湯を浴槽水面の上方から浴槽に落とし込む構造であること。	
(14)	ろ過器を設置する場合にあっては、一時間当たりで浴槽の容量以上の湯水をろ過する能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法で汚濁物質等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう集毛器が設けられていること。	
(15)	循環式浴槽を設置する場合にあっては、浴槽の底部に近い部分で、循環してろ過された湯水（以下「循環ろ過水」という。）が補給される構造であるとともに、浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器に入る直前に設けられていること。	
(16)	浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）を設置する場合にあっては、回収槽内の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は床上に設置され、内部の清掃が容易に行える構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を消毒できる設備が設けられていること。	
(17)	浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合にあっては、24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を使用しないものであるとともに、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。	
(18)	打たせ湯又は洗い場の湯水栓を設置する場合にあっては、循環ろ過水及び浴槽水を使用しない構造であること。	
(19)	露天風呂を設置する場合にあっては、露天風呂の湯水が配管等を通じて内湯に混じることのない構造であること。	
(20)	サウナ室又は放熱の配管等がある浴室を設置する場合にあっては、放熱設備が直接入浴者の身体に接触しない構造であるとともに、サウナ室ごとに温度調節設備及び温度計を備え、適温を保持できる構造であること。	
(21)	便所は、男女別であり、流水式の手洗い装置を備え、常に清浄な水が十分に供給される構造であること。	

2 特殊公衆浴場の構造設備の基準	
(1) 前号(1)、(7)及び(10)から(21)までに定める基準が満たされていること。	
(2) 浴室と脱衣室を区分する壁又は戸の適当な位置に相互に内部を見通すことができる窓が設けられていること。	
(3) 脱衣室は、2平方メートル以上の床面積を有し、適当な位置に換気及び湯気抜きのために有効な設備が設けられていること。	
3 個室付公衆浴場の構造設備の基準	
(1) 第1号(1)、(7)及び(10)から(21)まで並びに前号(2)に定める基準が満たされていること。	
(2) 浴室及び脱衣室の出入口の戸には、錠が設けられていないこと。	
(3) 個室は、7平方メートル以上の床面積を有し、出入口に幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上の戸が設けられていること。	
(4) 浴槽は、1平方メートル以上の面積を有し、入浴者1人ごとに完全換水できる構造であること。	
(5) 個室と個室の間仕切壁は、床面からの高さが2メートル以上であって、その上部から天井までに0.1メートル以上の空間が設けられていること。	
(6) 個室には床上1.5メートルの位置に通路から内部を見通すことができる0.5平方メートル以上の窓が設けられていること。	